

ツキノワグマ市街地等出没対応マニュアル

秋田県 北秋田市

北秋田市鳥獣被害防止対策協議会

令和2年6月

目 次

| | |
|------------------------------|-------------|
| 第 1 対応マニュアル策定の目的 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 第 2 基本方針 | |
| 1. 住民への注意喚起と安全確保 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 2. 排除と捕獲 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| 第 3 対応要領 | |
| 1. 出没状況に応じた対応レベルの設定 | ・ ・ ・ ・ 1～2 |
| 2. 関係機関による情報の共有 | ・ ・ ・ ・ 2 |
| 3. 対応従事者の役割 | ・ ・ ・ ・ 2～3 |
| 第 4 出没時等の関係機関の役割 | ・ ・ ・ ・ 4 |
| 第 5 緊急出動レベルにおける対応 | ・ ・ ・ ・ 5～6 |
| 第 6 再出没防止対策の実施 | ・ ・ ・ ・ 6 |
| 別表 1 ツキノワグマの市街地出没時の対応レベルの設定 | ・ ・ ・ ・ 7 |
| 別表 2 ツキノワグマの市街地出没時の連絡体制 | ・ ・ ・ ・ 8 |
| 別表 3 銃砲捕獲要件チェックリスト | ・ ・ ・ ・ 9 |
| 別表 4 捕獲方法決定フロー | ・ ・ ・ 10 |
| 別紙様式 1 通報連絡票 | ・ ・ ・ 11 |
| 別紙様式 2 北秋田市ツキノワグマ市街地等出没聞き取り票 | ・ ・ ・ 12 |
| 参考資料 1 周辺住民等への注意喚起文例 | ・ ・ ・ 13 |
| 参考資料 2 捕獲等に必要な資機材等 | ・ ・ ・ 14 |
| 参考資料 3 ツキノワグマ出没点検マニュアル | ・ ・ ・ 15 |
| 参考資料 4 ツキノワグマ出没点検シート | ・ ・ ・ 16 |
| 参考資料 5 関係法令等（抜粋） | ・ ・ ・ 17～20 |
| 参考資料 6 市の施設及び所管部署 | ・ ・ ・ 21 |

市街地等におけるツキノワグマ対応時の心得

- 1 ツキノワグマは、これまで臆病で人間との接触を避けるように行動すると言われてきたが、人里近郊での繁殖を含め人との接近機会が増えた一部の個体においては、人間を恐れられないような行動を示したり、作物、飼料や廃棄物等に餌付いた一部の個体においては、人間から離れようとしなない行動を示すものが表れてきている。市街地等に出没するツキノワグマは、特にこのような傾向があるものと捉え、これまで一般的に想定されていた個体とは異なる行動をする場合があることを意識しておくこと。
- 2 市街地に迷い込んだツキノワグマは、森林等の生息環境と大きく異なった環境の中で多くの人に囲まれるなどの脅威から特異な緊張状態に置かれており、ストレスから突如興奮状態となる危険性が高い状況にある。落ち着いて同じ場所に留まっているように見えても、突如事態の急変が起きるため、対応には時間的余裕はないものと心得ておくこと。
- 3 計画的に対応しなければ市民に危険が及び、また、早期に適切な判断を下さなければ事態制圧も難しくなるものと捉え、全員が連絡・協力のもと行動する必要があると心得ておくこと。
- 4 先の見通しもなくツキノワグマの動向に流されながらの対応では、混乱を招くだけであり、市民の安全は確保できないものと心得ておくこと。
- 5 パニックになったツキノワグマは、人混みや車にも構わず突進するなど想定を超えた行動をとるため、絶対に安全な状態などないと心得ておくこと。
- 6 ツキノワグマは人間をはるかに超えるスピードと力を持った動物であり、まともに対峙しては人間は全くの無力となるため、身を守るための備えには万全を期し、不用意に近づかないよう常に意識して行動すること。
- 7 市街地等の中におけるツキノワグマがどれほどの脅威であるかを市民は認識できていない状況にあるものと捉え、市民の避難、誘導の際には、明確で分かりやすい指示を心がけること

第1 対応マニュアル策定の目的

近年、人口減少と高齢化による担い手不足等から里山は荒廃し、耕作放棄地が増加するにつれて野生動物の生息域が拡大しており、集落内部での目撃も多くなってきている。

野生動物による農作物等の被害拡大を防ぐためには、出没地付近における誘引物の除去や、見通しの確保などの環境改善策のほか、被害をもたらす有害鳥獣の捕獲等により対策を行ってきたところであるが、近年こうした対策が困難な市街地等の住宅が密集した地域（以下、「市街地等」という。）での出没が増えてきている。

このような背景から、市街地等にツキノワグマ（以下、「クマ」という。）が出没した際において、その状況に迅速かつ適正に対応するため、行政や関係機関の連絡体制を整備し情報共有を図るとともに役割分担を定め、的確に対応する必要がある。

※市街地等とは、人口密集地、住宅地及び公道など野生動物が出没した際に、人身被害・生活環境被害が発生する場所を指す。

第2 基本方針

1. 住民への注意喚起と安全確保

市街地等にクマが出没した際は、速やかに市民へ注意喚起するとともに、関係機関の連携のもと市民の屋内退避や誘導等を行うものとし、その対応にあたっては、市民の安全確保を最優先とする。

2. 排除と捕獲

市街地等にクマが留まっている場合若しくはその可能性が高い場合においては、行政や関係機関の対応従事者（以下、「対応従事者」という。）の安全を確保しつつ、基本的には追払いにより市街地等から排除する。

山林まで追払うにあたり、住民の安全確保が困難となる場合など、周辺の状況からやむを得ないと判断される場合は、現地において対応の方法の有効性等を検討したうえでクマを捕獲するものとする。

第3 対応要領

1. 出没状況に応じた対応レベルの設定

クマの出没状況や被害、頭数、行動先等のほか、出没による危険性や地域住民の生活への影響、対応の緊急性を考慮し、状況に応じた対応を行うため、別表1「ツキノワグマ市街地等出没時の対応レベルの設定」に基づき対応レベルを設定する。なお、市街地等以外（郊外等）での目撃情報等についても併せて設定する。

【レベル1】経過観察（郊外等における目撃情報等。）

【レベル2】注意喚起（市街地等の周辺における目撃情報等。）

【レベル3】追い払い（市街地等でクマが徘徊又はとどまっている状況等。）

【レベル4】捕獲（市街地等にクマが留まっており、人身被害が発生する危険性が高く緊急的な対応を必要とする状況等。）

2. 関係機関による情報の共有

住民等からクマの出没の情報を受けた北秋田市及び警察等は、下記事項を聞き取り通報連絡票（別紙様式1）に整理のうえ、速やかに他の関係機関に通知する。ただし急を要する場合は電話による口頭の通知も可とする。

| 項目 | 主な内容 |
|-------------|------------------------|
| 通報者 | 住所、氏名、電話番号 |
| 目撃日時 | 年月日、時間 |
| 目撃個体の種類又は状況 | 種類、確認場所、頭数、出没/人身被害 |
| 負傷者の有無 | 有・無（負傷者の状況） |
| 目撃時の状況 | 興奮状態か否か、移動方向、大きさ |
| 関係機関への連絡の有無 | 市、県、警察署、消防署、猟友会、その他（ ） |

※出没が継続する、もしくは複数の情報提供がある場合は、時系列に整理のうえ関係機関と共有する。（別紙様式2）

3. 対応従事者の役割

【北秋田市】

○必要に応じて北秋田警察署、県自然保護課へ連絡するとともに、引き続き情報収集を行う。

※出没場所によっては、近隣市町村への情報提供を行う。

※FAXでの情報提供にあたっては、電話により着信の確認を行う。

○住民、学校等に周知するため、防災ラジオや文書等で注意喚起を行う。

※注意喚起においては、市役所内の関係部署と連携しながら情報共有及び注意喚起を行う。（参考資料1）

※住民、学校等の例

<幼稚園・保育所・学校>・・・児童・生徒等に対する注意喚起

<自治会、公民館等>・・・地域住民に対する注意喚起

<福祉・介護関係施設>・・・通所・入所等への注意喚起

<医療>・・・通院・入院等への注意喚起

<農林業・観光関連施設>・・・利用者・観光客への注意喚起

<社会教育・体育施設>・・・利用者への注意喚起

<商業施設等>・・・買物客等への注意喚起

<その他事業所等>・・・従業員・来客者等への注意喚起

※あらかじめ市内の関係施設等を把握し連絡先等の一覧表を作成する。

（参考資料6）

※出没時の対応について、市民に対して、日頃から広報誌等を活用し普及啓発活動を行う。

○必要に応じて、北秋田市鳥獣被害対策実施隊を出動させ、追払い又は捕獲を行う。
出動に際し必要な資機材を具備する。(参考資料2)

※現場において、市民が当該鳥獣を不用意に威嚇・興奮させることがないように広報する。(広報車等の活用)

○捕獲が必要な場合は、許可手続きをとる。(口頭による許可を含む。)

【北秋田警察署】

○地域住民の安全を確保する。

○出没地域及びその周辺の警戒態勢を強化する。

○北秋田市及び関係機関と連携し情報収集を行う。

○周辺住民への注意喚起を行い、被害の発生・拡大防止を行う。

○移動が予想される場合は管轄外の警察署への情報提供を行う。

○状況に応じ通行規制等を行う。(通行止め等の対応。)

【北秋田市消防本部（各分署）】

○地域住民の安全を確保する。

○出没地域の巡回及び広報活動を行う。(農林課及び警察署からの要請による。)

○救護(負傷者の対応)を行う。

【北秋田市鳥獣被害対策実施隊】

○北秋田市からの依頼を受け、被害防止のための追払い又は出没個体の捕獲を行う。

○市街地等の周辺で出没の可能性が高い場所を確認した場合には、北秋田市に情報を提供する。

【秋田県（自然保護課）】

○秋田県ツキノワグマ被害防止連絡会議等設置要綱に基づく「連絡会議」及び「緊急対策会議」の運営。

※必要に応じて関係機関・関係団体に情報提供を行い、情報の共有化を図る。

※市からの要請に応じて、県地域振興局等へ支援を要請する。

【秋田県（北秋田地域振興局森づくり推進課）】

○捕獲許可の手続きをとる。

○自然保護課からの要請により、北秋田市に対し支援を行う。

○北秋田市及び関係機関と連携し、追払い等の現場対応を行う。

第4 出沒時等の関係機関の役割

- 緊急時の役割と対応については以下の表を参考に事前に協議しておく。
- 夜間、休日の対応は、市役所本庁舎及び各庁舎の守衛等が農林課担当へ連絡する。

◆ツキノワグマの市街地等出沒時の役割

| 役割 | 内容等 | 対応 | | | | 関係機関等 | |
|--------|-----------|---|------|------|------|-------|--|
| | | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 | | |
| | | 経過観察 | 注意喚起 | 追い払い | 捕獲 | | |
| 総括 | 対応判断 | ・捕獲等の実施、中止の判断、通常捕獲活動 | ● | ● | ● | ● | 北秋田市農林課長(実施隊長) |
| 調整 | 情報管理 | ・関係機関との情報集約 ・報道機関、住民等の対応 | ● | ● | ● | ● | 農林課担当職員、北秋田警察署 |
| | 連絡調整 | ・捕獲等に必要な人員の確保・資機材の手配 ・現場の地権者及び施設管理者等への協力要請 | | | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 |
| | 各種手続き | ・施設の利用、規制のための手続き ・捕獲、麻酔薬使用等の許可申請 | | | ● | ● | 農林課担当職員 |
| 情報収集 | 聞き取り・現地確認 | ・出沒個体、周辺環境、事故の状況 ・新たな事故、被害の発生予測 | ● | ● | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 |
| | 記録 | ・時系列対応の状況、写真の撮影 | ● | ● | ● | ● | 農林課担当職員 |
| 安全確保 | 注意喚起 | ・防災ラジオ、チラシの配布等による注意喚起 ・巡回、パトロールによる注意喚起 | | ● | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市消防本部(各分署) |
| | 立入・通行規制 | ・地域住民の避難、通行規制 | | | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市消防本部(各分署) その他関係機関 (施設、自治会等区域内の関係機関) |
| | 救護 | ・負傷者の対応 | | | | ● | 北秋田警察署 北秋田市消防本部(各分署) |
| 監視・捕獲等 | 技術総括 | ・捕獲方法、人員配置等の検討、決定 | | | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 北秋田警察署 北秋田地域振興局森づくり推進課 |
| | 監視・追跡 | ・出沒個体の行動、状況の把握 ・移動経路、被害等の予測と対応 | | | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 北秋田地域振興局森づくり推進課 |
| | 追い払い・追込み | ・捕獲場所及び山側への誘導 | | | ● | ● | 農林課担当職員 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 北秋田警察署 |
| | 捕獲 | ・捕獲機器による捕獲 | | | | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 |
| 捕獲個体処理 | 処理方法の検討 | ・殺処分、放獣 | | | | ● | 農林課担当職員 北秋田警察署 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 |
| | 処分 | ・埋設、焼却等 | | | | ● | 農林課担当職員 北秋田市鳥獣被害対策実施隊 |

第5 緊急出動レベルにおける対応

1. 緊急出動レベルにおける関係機関の役割

緊急出動（レベル2・3・4）時における関係機関の役割等については「第4 出沒時等の関係機関の役割」に示すとおりとし、連絡体制については「別表2」に示すとおりとする。

2. 現地における対応（レベル3・4）時

現地対応にあたり、出沒現場近くの適切な場所に、農林課、市実施隊、北秋田警察署により構成される「現地本部」を設置する。

3. 指揮命令系統

現地本部における指揮命令及び役割は以下のとおりとする。

- ① 現場指揮官・・・農林課長（指揮、統制）
- ② 現場調査・・・市鳥獣被害対策実施隊員（周辺状況等の確認等）
- ③ 警戒区域の設定・農林課、市鳥獣被害対策実施隊員、北秋田警察署
- ④ 広報・・・北秋田警察署（注意喚起、屋内退避指示等）
- ⑤ 規制・・・北秋田警察署（周辺の通行規制、通行人等の誘導等）
- ⑥ 追払い・捕獲・・・市鳥獣被害対策実施隊員（追払い、捕獲、不測の事態への対応）

4. 追払い

市街地等から山林等までクマを誘導する場合は、現地の状況やクマの動向に注視し、住民の安全確保を最優先したルートを設定する。（状況変化等に柔軟に対応できるよう代替案もあわせて準備すること。）

5. 捕獲

ア) 箱罠による捕獲

箱罠による捕獲は、原則として有害鳥獣捕獲許可に基づき実施し、捕獲したクマは安全な場所に移動してから放獣もしくは殺処分する。

イ) 麻酔薬による捕獲

麻酔薬による捕獲は、致命的捕獲方法の回避が必要な時や銃砲使用の制限など、他の捕獲方法を選択できない時に有効な方法であるが、麻酔薬や投薬器の使用には制限があるとともに捕獲中の安全確保、捕獲後のクマの措置が明確となっている必要があることから、以下の条件を満たした場合に麻酔による捕獲を実施する。

- ・致命的捕獲ができない、もしくは非致命的捕獲方法が他の方法に比して優先される。
- ・麻酔薬及び投薬器の安全使用が可能で、かつ事前に許可等に係る調整が済んでいる。
- ・投薬から導入、不動化（麻酔が効くこと）までの間の逸走等を防止できる。
- ・不動化、捕獲後の措置（放獣・殺処分・施設収容等）が確定できる。

ウ) 銃砲による捕獲

銃砲を使用して捕獲する場合は、その射撃には常に危険が伴うものであることから、周辺住民及び現地対応を行う者の安全確保や、違法性を阻却する要件を具備していることを確認し対応する。

※市街地等における銃砲の使用はあくまで緊急時のやむを得ない場合に限る措置とすることを前提に、「銃砲捕獲環境要件チェックリスト」（別表3）に基づき、関係者で確認のうえ実施する。

※「①麻酔による捕獲」、「②箱罟による捕獲」、「③銃砲による捕獲」について、現場の状況に則して迅速かつ適正に捕獲方法を選択、実施する必要があることからあらかじめ捕獲方法決定フロー（別表4）を作成し関係機関と事前に調整を図る。

6. 対象個体を見失った場合の対応

追払い等の途中でクマを見失った場合、従事者は、現地本部に見失った状況と場所を速報するとともに、車両内へ退避するなど自身の安全確保に努める。また、予期せぬ場所から現れ、襲われる可能性があるため、周辺の状況を十分警戒しながら見失ったクマの捜索を行う。

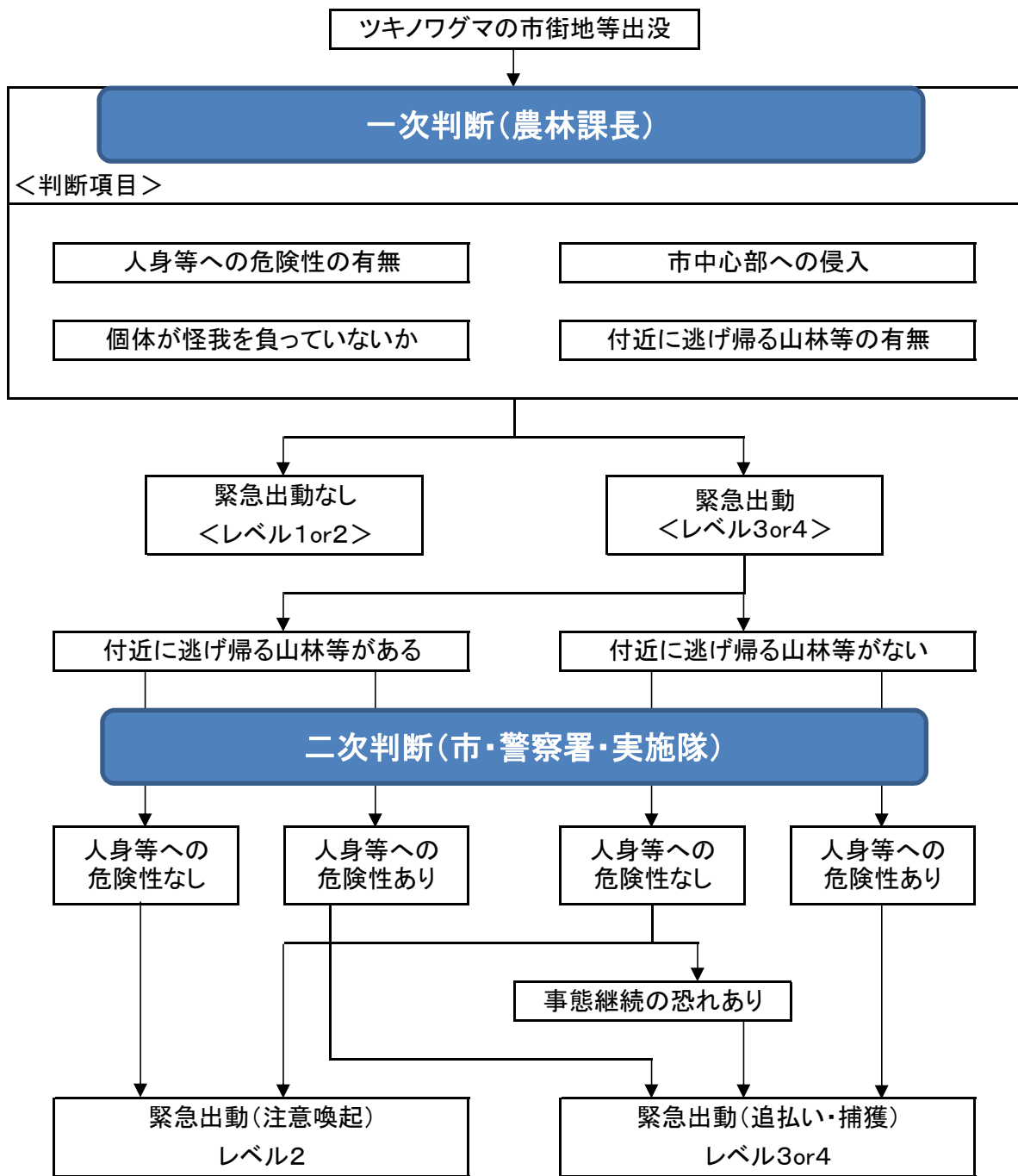
速報を受けた現地本部は、直ちに各担当に状況を連絡し、周辺の状況を警戒させ、必要に応じて警戒区域の見直しや対応方針の再検討を行う。

第6 再出没防止対策の実施

緊急出動が解除された後に、市街地等でのクマの出没があった箇所において、農林課及び市実施隊員は周辺の点検、見守りを行い、市街地への侵入ルートの検証や生息地の推定、誘引物等の調査を行う。

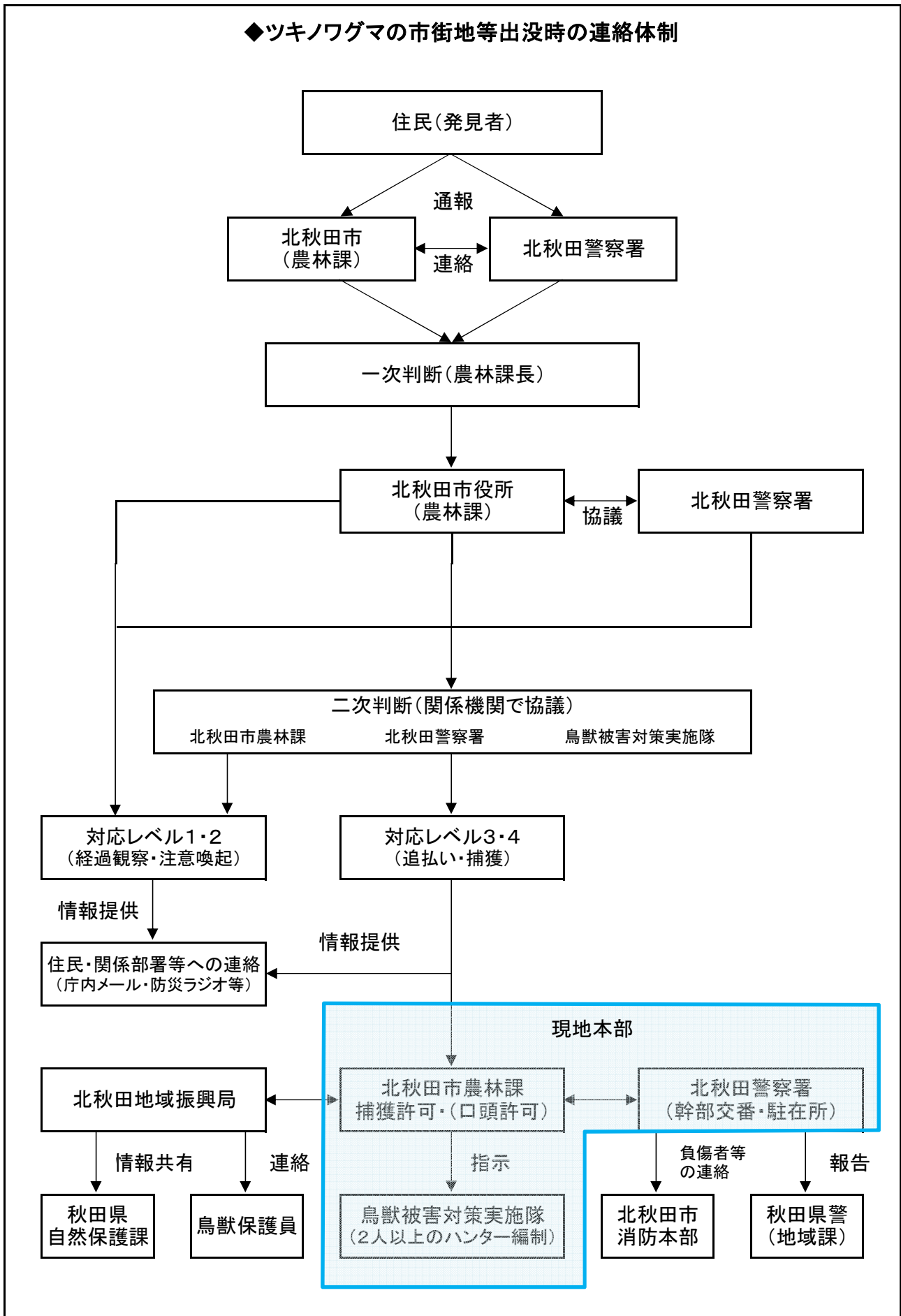
調査に当たっては、周辺住民からの聞き取りや、監視カメラを用いたモニタリング等から、市街地等に継続して出没しないかを調査し、必要に応じて市街地等周辺部で駆除を検討する。また、地域内の自治会や施設等に対して、秋田県自然保護課の「ツキノワグマ出没点検マニュアル」（参考資料3・4）に沿って環境点検を実施し、誘引物の撤去や、周辺に緩衝帯を設置するなどの環境整備を行うよう指導する。

◆ツキノワグマの市街地等出没時の対応レベルの設定



| | |
|--------|----------------------|
| 対応レベル1 | 危険性なし(経過観察) |
| 対応レベル2 | 周辺住民への周知が必要(注意喚起) |
| 対応レベル3 | 危険性あり(個体の追払い) |
| 対応レベル4 | 危険性があるが追払いが困難(個体の捕獲) |

別表 2

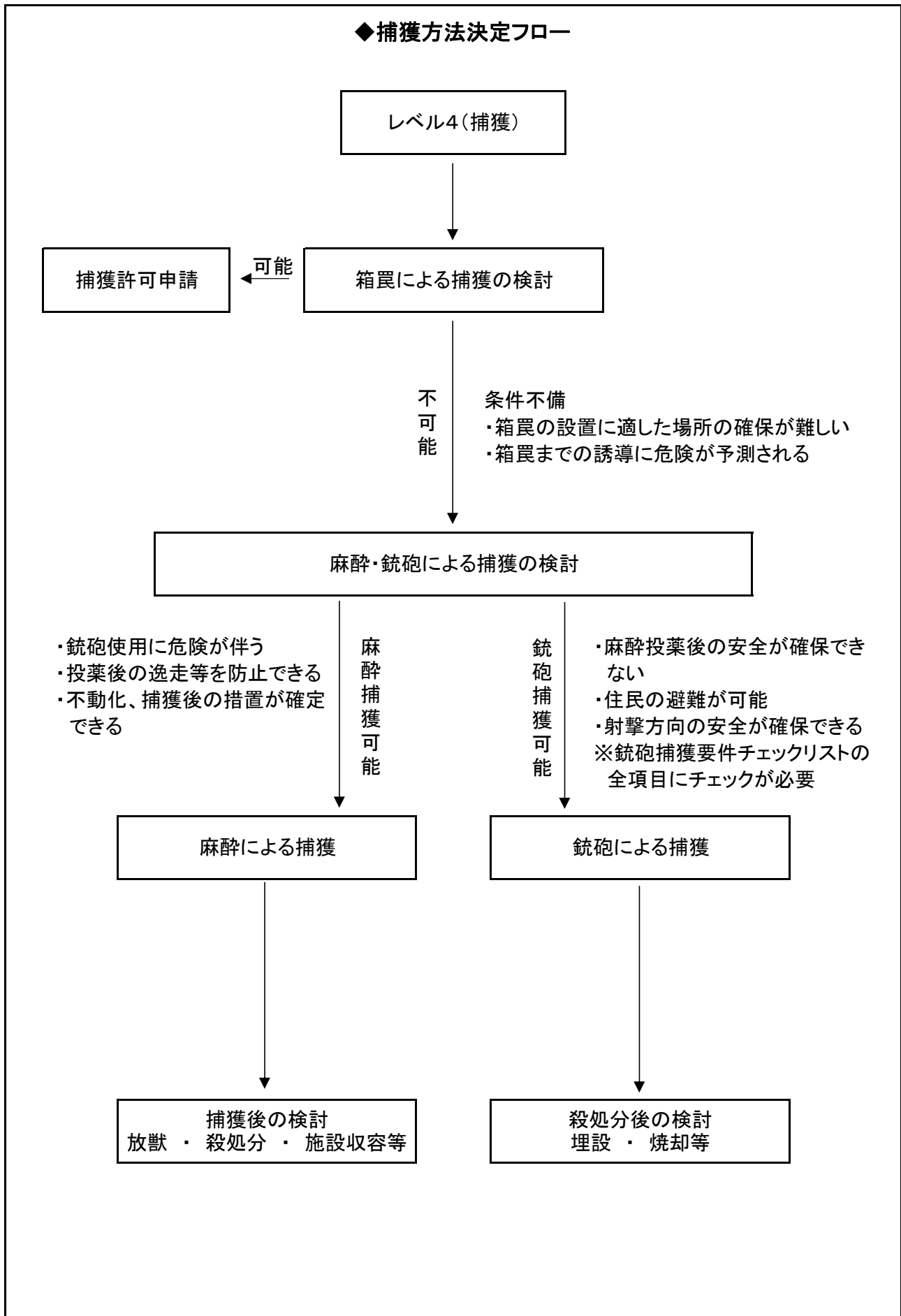


チェックリスト

確認事項

- 関係者の意思統一はできているか
- 方針は関係者に確実に伝わっているか
- 住民の避難措置はできているか
- 付近の避難措置はできているか
- 射撃方向の安全は確保されているか
 - 関係者や通行人等はいないか
 - 建造物等はないか
あるとすれば避難は済んでいるか
 - 跳弾による危険はないか
(岩などの硬いものや水面に注意)
 - 流れ弾による危険はないか
(安土等の存在、見渡す限りの障害の有無等)

《全ての項目がチェックされていますか》



【別紙様式1】

通報連絡票

新規

継続

終了

通報先

御中

令和 年 月 日

AM ・ PM

時 分

対応者

所属機関 :

所属名 :

職名 :

氏名 :

e m a i l :

T E L :

F A X :

| 項目 | | 内容 | | |
|------------|-------|--|-------|--------|
| 通報者 | 住所・氏名 | 市・町 氏名 | | |
| | 電話番号 | — — | | |
| 目撃日時 | | 年 月 日 | AM・PM | 時 分頃 |
| 目撃個体の種類・状況 | 種類 | <input type="checkbox"/> ツキノワグマ <input type="checkbox"/> イノシシ <input type="checkbox"/> ニホンジカ <input type="checkbox"/> その他 () | | 頭数 頭 |
| | 状況 | <input type="checkbox"/> 出沒 <input type="checkbox"/> 人身被害 | | |
| | 確認場所 | 住所 (俗称・通称) | 番地 | |
| | | 具体的な場所 | | |
| 負傷者の有無 | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 人 | 負傷者の状況 |
| 目撃時の状況 | | | | |
| 関係機関への連絡 | | 市役所 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (課) 警察署 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 消防署 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (署)・・・負傷者有の場合 地域振興局 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他 () | | |
| ※対処・処理 | | | | |

北秋田市ツキノワグマ市街地等出没聞き取り票

| | | | | |
|-----------------|---------------|-----|-------|-------|
| 年 月 日 | 令和 年 月 日～ 月 日 | 担当者 | 職 | 氏名 |
| 出没場所 | | | | |
| 情報提供者 | ①氏名 | 連絡先 | 固定・携帯 | |
| | ②氏名 | | 固定・携帯 | |
| | ③氏名 | | 固定・携帯 | |
| | ④氏名 | | 固定・携帯 | |
| 聞 取 り 内 容 | | | | |
| 時 刻 | 情 報 | | | 情報提供者 |
| ① 月 日 時 分 | | | | |
| ② 月 日 時 分 | | | | |
| ③ 月 日 時 分 | | | | |
| ④ 月 日 時 分 | | | | |
| 位置図・写真等 | | | | |

【参考資料 1】

周辺住民等への注意喚起文例（防災ラジオ、チラシ等）

【レベル 1・2】

こちらは市役所農林課です。

○月○日午前・後○時○分頃、○○付近でツキノワグマが目撃されております。

外出等の野外活動の際には十分に注意してください。

【レベル 3・4】

こちらは市役所農林課です。

ただいま○○付近にツキノワグマが出没しております。

不用、不急の外出は避け、自宅に留まるようお願いいたします。

なお、今後も市からの指示に従い行動下さるようお願いいたします。

【追払い及び捕獲活動が終了した場合（レベル 3・4）】

こちらは市役所農林課です。

○○に出没していたツキノワグマは捕獲いたしました。

ご協力ありがとうございました。

今後も防災ラジオによるツキノワグマ等の情報提供にご協力下さるようお願いいたします。

捕獲等に必要な資機材等

| 区分 | 機材・資材・物品 | 機能・用途 |
|--------------------|--|-------------|
| 移動・搬出 | <input type="checkbox"/> 自転車・小型車両・普通車両 | 追跡、監視 |
| | <input type="checkbox"/> 軽トラック・トラック | 運搬、捕獲個体移送 |
| | <input type="checkbox"/> 双眼鏡 | 監視、探索 |
| | <input type="checkbox"/> 無線機(携帯型デジタルトランシーバー)※無線局登録 | 作業指示伝達 |
| | <input type="checkbox"/> 携帯電話 | 関係機関連絡 |
| 追込み・追払い・囲い込み・捕獲・保定 | <input type="checkbox"/> 盾・ブルーシート(目隠し併用) | 追込み、囲い込み、防護 |
| | <input type="checkbox"/> 動物駆逐用煙火(花火・着火用具)※講習必要 | 追払い |
| | <input type="checkbox"/> クマよけスプレー | 追払い、護身 |
| | <input type="checkbox"/> 電気止め刺し器 | 捕獲 |
| | <input type="checkbox"/> ロープ | 捕獲、保定 |
| | <input type="checkbox"/> 箱わな | 捕獲 |
| | <input type="checkbox"/> 防護ネット | 捕獲、防護 |
| 記録 | <input type="checkbox"/> 記録用紙・筆記具・時計 | 記録 |
| | <input type="checkbox"/> カメラ・ビデオ・スマホ | 記録 |
| 照明 | <input type="checkbox"/> 携帯型スポットライト・バッテリー | 夜間作業、探索 |
| | <input type="checkbox"/> 懐中電灯・ヘッドライト | 夜間作業、探索 |
| | <input type="checkbox"/> ヘルメット | 安全対策 |
| | <input type="checkbox"/> 防弾・防刀ベスト | 安全対策 |
| | <input type="checkbox"/> 反射ベスト・反射たすき等 | 視認向上、身分明示 |
| | <input type="checkbox"/> 手袋(皮・軍手等) | 負傷防止 |
| | <input type="checkbox"/> 安全靴(長靴等) | 負傷防止 |
| その他 | <input type="checkbox"/> 捕獲許可証・従事者証 | |
| | <input type="checkbox"/> 腕章 | 組織、身分明示 |
| | <input type="checkbox"/> 簡易テント・折りたたみテーブル・椅子 | 現地本部用 |
| | <input type="checkbox"/> 住宅地図・ドローン | 計画、対策 |
| | <input type="checkbox"/> リュックサック | 物品移動 |
| | | |

参考様式3

ツキノワグマ出没点検マニュアル

1. 目的

ツキノワグマが生活圏等への出没を繰り返している集落周辺等の点検を行い、各地域において効果的な対策を検討することを目的とする。

2. 点検地域、箇所

- (1) 要注意メッシュ内
- (2) 有害許可捕獲又は許可申請がある地域
- (3) 目撃情報の複数ある地域、箇所（美の国あきた「ツキノワグマ情報」参考）
- (4) 山林に近接している公共施設等の周辺地域

3. 点検の手順、方法

- (1) 地図や衛星画像写真等を参考に、事前に点検ルートを検討する。
- (2) 徒歩と目視によりクマ出没対策点検シートを活用し現地の点検を行う。
- (3) 所要時間が1時間から2時間程度で点検できる範囲とする。
- (4) 現地の点検結果はクマ出没対策点検シートに記入する。
- (5) 携行品

- ①クマ出没対策点検シート
- ②住宅地図、衛星画像写真（GIS等活用）
- ③カメラ
- ④鈴、ホイッスル、クマスプレー

※点検は複数人で実施すること。

4. 点検実施者

地域住民（自治会役員等）、市町村、県、警察、猟友会、その他関係者

※行政職員が地域住民等関係者への指導、助言を行い、点検実施者間で情報を共有する。

5. 各種対策の実施

- (1) 草刈り
- (2) 除間伐
- (3) 誘因物の除去
- (4) 動物駆逐用煙火の使用
- (5) 注意喚起看板設置
- (6) 電気柵の設置
- (7) その他

※各種対策実施の優先順位を検討し、短期的に可能な対策や時間を要する対策を整理し、実施可能な対策は速やかに実行に移すようにする。

参考様式 4

ツキノワグマ出没対策点検シート

地区名

クマの餌（誘因物）の点検

| 種類 | 有無 | 場所 | 可能な対策 | 実施者 | 実施可能 |
|----------|----|----|-------|-----|------|
| 廃棄果実 | | | | | |
| 野菜 | | | | | |
| コンポスト | | | | | |
| ゴミステーション | | | | | |
| 米ぬか | | | | | |
| 味噌 | | | | | |
| 漬物 | | | | | |
| | | | | | |
| ・春～初夏の実 | | | | | |
| 桜の実 | | | | | |
| グミの実 | | | | | |
| 桑の実 | | | | | |
| | | | | | |
| ・夏の実 | | | | | |
| 木イチゴ | | | | | |
| 蜂の巣 | | | | | |
| | | | | | |
| ・秋の実 | | | | | |
| クルミ | | | | | |
| 栗 | | | | | |
| スモモ | | | | | |
| モモ | | | | | |
| トウモロコシ | | | | | |
| リンゴ | | | | | |
| 柿 | | | | | |
| | | | | | |
| ・その他の果実 | | | | | |

クマの隠れやすい場所等の点検

| 種類 | 有無 | 場所 | 可能な対策 | 実施者 | 実施可能 |
|-------------|----|----|-------|-----|------|
| 手入れがされていない林 | | | | | |
| | | | | | |
| 耕作放棄地 | | | | | |
| | | | | | |
| 河川の藪状箇所 | | | | | |
| | | | | | |

※実施可能欄は、可能：○ 要検討：△ 不可能：× 等を記入

参考資料5

関係法令等（抜粋）

○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

（地方公共団体の役割）

第2条の2 市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に
応じ第4条第1項に規定する被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策（中略）
の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の
被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水
産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（被害防止計画）

第4条 市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、基本指
針に即して、単独で又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための
計画（以下「被害防止計画」という。）を定めることができる。

2 被害防止計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ～ 五 （省略）

六 対象鳥獣による住民の生命、心身又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあ
る場合の対処に関する事項。

（鳥獣被害対策実施隊の設置等）

第9条 市町村は、対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく被害防
止対策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる。

2 ～ 3 （省略）

4 第2項に規定する鳥獣被害対策実施隊は、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に
従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害を防止するため緊急に行
う必要があるものに従事する。

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の採取等の許可）

第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣
の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大
臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣
の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとし
て環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（狩猟鳥獣の捕獲等）

第11条 次に掲げる場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、第28条第1項に規定
する鳥獣保護区、第34条第1項に規定する休猟区（中略）その他生態系の保護又は住民
の安全の確保若しくは静穏の保持が特に必要な区域として環境省令で定める区域以外の
区域（以下「狩猟可能区域」という。）において、狩猟期間（中略）内に限り、環境大臣
又は都道府県知事の強化を受けずに、狩猟鳥獣（中略）の捕獲等を行うことができる。

一 次条、第 14 条、第 15 条から第 17 条まで及び次章第 1 節から第 3 節までの規定に従って狩猟をするとき。

二 次条、第 14 条、第 15 条から第 17 条まで、第 36 条及び第 37 条の規定に従って、次に掲げる狩猟鳥獣の捕獲等をするとき。

イ 法定猟法以外の猟法による狩猟鳥獣の捕獲等

ロ 垣、作その他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内において銃器を使用しないでする狩猟鳥獣の捕獲等

(銃猟の制限)

第 38 条 日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2 住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りではない。

3 弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

第 38 条の 2 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第 9 条第 1 項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

○麻酔及び向精神薬取締法

(免許)

第 3 条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は厚生労働大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許は都道府県知事が、それぞれ麻薬業務所ごとに行う。

2 次に掲げる者でなければ、免許を受けることができない。

一 ～ 八 (省略)

九 麻酔研究者の免許については、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者

○刑法（明治 40 年法律第 45 号）

(緊急避難)

第 37 条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(立入)

第6条 警察官は、全二条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体または財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予測し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、やむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される程度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

○警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）

（避難等の措置）

第4条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を發し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

第10条 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他の正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

2 第4条又は第6条の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、当該許可を受けた銃砲を發射してはならない。

一 第4条第1項第一号の規定により狩猟又は有害鳥獣駆除（政令で定めるものを除く。）の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者が、当該用途に供するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により銃猟をする場合。ただし、許可に係る銃砲がライフル銃である場合において、事業に対する被害を防止するため当該ライフル銃の所持の許可を受けた者にあつては、当該事業に対する被害を防止するために獣類の捕獲をする必要がある場合に限る。

○秋田県 有害鳥獣捕獲許可事務の取扱要領（抜粋）

9 その他

(7) ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可については、本要領各項及び別記2により取扱うものとする。

別記2 ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可の取扱いについて

2 市町村に捕獲許可権限がある場合について

「人への被害を防止する目的」で捕獲を行う場合は、緊急的にツキノワグマの捕獲を行う必要性が高い、以下の事例に該当する場合とする。

許可手順については、原則、図-1により取り扱うものとしているが、緊急時の場合は、電話連絡等による口頭での申請も認めるものとし、その許可手順については、図-2により取り扱うものとする。

(3) 市街地、集落内等に出没した場合

- ① 人が現に在住する住居敷地内や家畜のいる畜舎の内部に侵入した場合
- ⑤ 通学路を横断した場合又は通学路に近接する地域に出没した場合
- ⑥ 学校、病院等の人が滞在し、若しくは活動している施設等又はその敷地内に侵入した場合

参考資料 6

市の施設及び所管部署

| 区分 | 所管 | 鷹巣地区 | 合川地区 | 森吉地区 | 阿仁地区 | 備考 |
|------------|---|---|--|--|--|----|
| ①教育関連施設 | 学校教育課 総務課 | 鷹巣小学校 鷹巣東小学校 綴子小学校 鷹巣中央小学校 鷹巣南小学校 鷹巣中学校 北部給食センター 南部給食センター | 合川小学校 合川学童研修センター 合川中学校 | 米内沢小学校 前田小学校 森吉中学校 森吉給食センター | 阿仁合小学校 大阿仁小学校 阿仁中学校 | |
| ②児童福祉施設等 | 福祉課 生涯学習課 | (私)鷹巣東保育園 (私)鷹巣中央保育園 (私)南鷹巣保育園 (私)七日市保育園 (私)綴子保育園 太田児童館 鷹巣西児童館 綴子児童館 鷹巣児童館 鷹巣中央児童館 鷹巣小児童クラブ 鷹巣中央小児童クラブ 鷹巣南小児童クラブ 鷹巣東小児童クラブ 綴子小児童クラブ | (私)あいかわ保育園 合川小児童クラブ | 米内沢保育園 前田保育園 米内沢小児童クラブ 前田小児童クラブ | 阿仁合保育園 大阿仁保育園 阿仁合小児童クラブ 大阿仁小児童クラブ | |
| ③自治会等 | 市民課 | | | | | |
| ④老人福祉施設等 | 高齢福祉課 | サテライトステーションつづれこ 北秋田市地域福祉センター サポートハウスたかのす 補助器具センターたかのす | 経費老人ホーム(A型)大野台エコーハイツ 北秋田市合川高齢者生活支援施設 ことぶき荘 | 北秋田市森吉生活支援ハウス | 北秋田市阿仁養護老人ホームもろび苑 もろび苑指定通所介護事業所 | |
| ⑤医療関係施設 | 医療推進課 | 保健センター | 北秋田市民病院 合川国民健康保険診療所 合川保健センター | 米内沢診療所 森吉保健センター | 阿仁診療所 阿仁保健センター | |
| ⑥障害者支援施設等 | 福祉課 | 大野岱吉野学園(成人棟) 吉野更生園 大野岱吉野学園(児童棟) もろびこども園 | 愛生園 合川新生園 グリーンハウス 厚生園 | 森幸園 | 阿仁かざはり苑 | |
| ⑦農業振興施設 | 農林課 | 産直おおだいこ | | 農業構造改善センター アグリハウス 有機センター | | |
| ⑧観光商工業関連施設 | 商工観光課 | 大太鼓の館 道の駅たかのす | | クウインズ森吉 四季美館 | 打当温泉マタギの湯道の駅あにくまくま園 阿仁異人館・伝承館 | |
| ⑨市庁舎 | 財政課 合川総合窓口センター 森吉総合窓口センター 阿仁総合窓口センター | 市役所本庁舎 市役所第2庁舎 市役所宮前町庁舎 | 合川庁舎 | 森吉庁舎 前田出張所 | 阿仁庁舎 大阿仁出張所 | |
| ⑩社会教育施設等 | 教育委員会 生涯学習課 | 北秋田市文化会館(ファルコン) 市民ふれあいプラザ(コムコム) 北秋田市交流センター 伊勢堂岱縄文館 | 合川公民館 | 森吉公民館 前田公民館 浜辺の歌音楽館 | 阿仁公民館 | |
| ⑪スポーツ施設 | 教育委員会 スポーツ振興課 | 鷹巣体育館 北健康増進センター 鷹巣陸上競技場 北秋田市民プール 中央公園野球場 米代河川緑地広場野球場 米代河川緑地広場ソフトボール場 中央公園テニスコート 薬師山スキー場 | 合川体育館 合川プール 合川野球場 | 森吉総合スポーツセンター 森吉球場 | 阿仁体育館 湯口内スキー場 松森スキー場 | |